住所　埼玉県八潮市大字南川崎237番地1
卜鍔鉉　昭和56年4月1日生
住所　埼玉県三郷市彦成4丁目4番5―403号
佟慧君　昭和55年4月4日生
住所　埼玉県春日部市小渕226番地11
朴美幸　昭和49年11月7日生
住所　石川県小松市今江町3丁目829番地
ロッキー・ラモス・カイダ　平成元年4月3日生
住所　福岡市東区箱崎1丁目37番20―1102号
李孝　昭和55年8月10日生
住所　福岡市早良区百道浜4丁目31番10―1302号
李圭　昭和57年11月21日生
住所　名古屋市中川区中野新町7丁目59番地2
劉瀛　昭和63年10月6日生
住所　東京都調布市東つつじケ丘3丁目25番地6
金貞敏　昭和45年10月22日生
住所　静岡県富士宮市山宮972番地1
金静華　昭和58年5月20日生
住所　和歌山市中之島2247番地
金珠貴　昭和42年10月17日生
住所　愛知県豊明市栄町山ノ神22番地18
金美幸　昭和58年12月15日生
住所　愛知県愛知郡東郷町大字春木字屋敷3165番地1
孫初江　昭和26年9月26日生
姜和信　昭和55年9月26日生
姜昌太　昭和57年8月5日生
住所　神奈川県平塚市東八幡4丁目5番18号
ヤマモト・ケイタロウ　平成20年3月1日生
住所　横浜市南区山谷82番地4
文英泰　昭和52年9月27日生
住所　相模原市南区新戸2504番地6
李秀原　昭和49年5月24日生
住所　東京都江東区辰巳1丁目9番52―402号
王安澤　昭和41年4月30日生
王紅静　昭和43年5月14日生
王含之　平成18年11月30日生
住所　埼玉県川口市前川4丁目43番15号
王晴峰　昭和53年9月22日生
住所　東京都台東区橋場2丁目16番15―1119号
李春雲　昭和49年9月2日生
熊強　平成10年11月19日生
熊壮　平成19年5月26日生
住所　東京都豊島区北大塚3丁目27番19号
李艷傑　昭和59年9月1日生
住所　大阪市北区扇町2丁目6番17―1305号
玄箴智　昭和56年7月9日生
住所　堺市堺区戎島町1丁38番地
吳允子　昭和28年5月5日生
住所　大阪市東成区中本4丁目5番4号
徐基光　昭和31年9月15日生
高叔江　昭和30年6月1日生
徐隆太　昭和57年12月24日生
住所　大阪市平野区加美南4丁目4番39号
高春吾　昭和47年1月12日生
住所　大阪府八尾市本町2丁目6番16号
南吉人　昭和53年12月25日生
住所　大阪市西淀川区福町2丁目30番9号
康岱市　昭和54年10月15日生

○外務省告示第百六十八号

平成二十七年五月十五日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十七年五月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百十七億八千七百万円（二一、七八七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、オディシャ州送電網整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　利子率は、年〇・八パーセントとする。

(c)　ただし、(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年五月十五日にニューデリーで

インド駐在

日本国特命全権大使　八木毅

インド財務省経済局局長

Ｓ・セルヴァクマール閣下